

事業系ごみの処理方法

■事業活動によるごみは許可業者に依頼してください

商店や事務所などから出される事業系ごみは、一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、専門の収集運搬業許可業者に処理を依頼するか、事業者自らの責任で処理することになっています。事業系ごみは市では収集しません。

※つがる市一般廃棄物最終処分場へ搬入できません。

事業系一般廃棄物は、次の方法で処理してください

①自らが排出したごみを直接処理場へ搬入する。

■処理手数料が必要です。

■搬入できるごみは市内で発生したごみに限られます。

②一般廃棄物処理業者の許可を受けた業者へ依頼する。

■市の許可を受けた業者に依頼してください。

※収集や処理料金などは業者と個別契約となります。業者名など詳しいことは市役所市民課にお問い合わせください。

